

(簡易課税制度を選択する場合の手続等)

問 10 免税事業者が令和 5 年 10 月 1 日から令和 11 年 9 月 30 日までの日の属する課税期間中に登録を受ける場合には、登録を受けた日から課税事業者になることですが、その課税期間から簡易課税制度の適用を受けることができますか。【令和 3 年 7 月追加】【令和 4 年 4 月改訂】

【答】

免税事業者が令和 5 年 10 月 1 日から令和 11 年 9 月 30 日までの日の属する課税期間中に登録を受けることとなった場合には、登録日（令和 5 年 10 月 1 日より前に登録の通知を受けた場合であっても、登録の効力は登録日から生じます。）から課税事業者となる経過措置が設けられています（28 年改正法附則 44④、インボイス通達 5－1）。

この経過措置の適用を受ける事業者が、登録日の属する課税期間中にその課税期間から簡易課税制度の適用を受ける旨を記載した「消費税簡易課税制度選択届出書」を、納税地を所轄する税務署長に提出した場合には、その課税期間の初日の前日に消費税簡易課税制度選択届出書を提出したものとみなされます（改正令附則 18）。

したがって、ご質問の場合、登録日の属する課税期間中にその課税期間から簡易課税制度の適用を受ける旨を記載した「消費税簡易課税制度選択届出書」を提出することにより、その課税期間から、簡易課税制度の適用を受けることができます。

《消費税簡易課税制度選択届出書の提出に係る特例》

（例）免税事業者である個人事業者が令和 5 年 10 月 1 日から登録を受けた場合で、令和 5 年分の申告において簡易課税制度の適用を受けるとき

